

## 情 報

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 2
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 3
貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年12月分)	・・・ 10

令和7年1月21日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年1月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社 俵屋観光 (法人番号：9090001012176) 代表者 望月 千代子
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県南巨摩郡早川町高住621 (本社営業所) 山梨県南巨摩郡早川町高住621
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年9月26日、令和5年10月24日及び令和5年11月9日、長期間監査未実施であること端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1) 運行管理者の解任届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第23条第3項)、(2) 業務の記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第25条第1項)、(3) 運行基準図の作成義務等違反(運輸規則第27条第1項)、(4) 運行表の作成、運転者等の携行義務違反(運輸規則第27条第2項)、(5) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6) 整備管理者選任(変更)の未届出(道路運送車両法第52条)、(7) 報告義務違反(運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年1月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年1月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社 BONDS (法人番号: 8010901032182) 代表者 工藤 大幸
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都世田谷区粕谷1-9-30 (本社営業所) 東京都世田谷区粕谷1-9-30
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項、第3項
(6) 違反行為の概要	令和6年8月28日及び令和6年9月10日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項、第3項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和7年1月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年1月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社 三昭ツーリスト (法人番号: 9021001006331) 代表者 福富 義隆
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県高座郡寒川町宮山121-6 (本社営業所) 神奈川県高座郡寒川町宮山121-6
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項、第3項
(6) 違反行為の概要	令和6年8月29日及び令和6年9月10日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第1項、第2項、第3項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(5)報告義務違反(運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年1月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年1月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社コスモ交通 (法人番号: 7040002069833) 代表者 高野 善治
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県君津市南子安2-15-6-B202 (本社営業所) 千葉県君津市南子安2-15-6-B202
(4) 行政処分等の内容	事業の停止 44日間 (事業停止期間: 令和7年1月29日～令和7年3月13日)
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年11月7日、令和5年12月14日及び令和6年1月11日、定期的な監査を実施。10件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2) 事業計画の変更認可違反(運送法第15条第1項)、(3) 運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(4) 点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(5) 業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(6) 運行指示書による指示等義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(7) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(8) 高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9) 定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(10) 運行管理補助者の要件違反(運輸規則第47条の9第3項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 44点 当該事業者の累積点数 68点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年1月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年1月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	羽田空港交通株式会社（法人番号：9010801024163） 代表者 大西 昭範
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 神奈川県川崎市川崎区東扇島90-3- I （東京営業所） 東京都江戸川区南葛西6-20-13-102
(4) 行政処分等の内容	事業の停止 14日間 （事業停止期間：令和7年1月30日～令和7年2月12日）
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年12月6日及び令和5年12月7日、定期的な監査を実施。7件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 14点 当該事業者の累積点数 64点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年1月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年1月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社 SNAPPY (法人番号: 9013201015154) 代表者 木島 竜一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都品川区荏原6-14-18 (本社営業所) 東京都品川区荏原6-14-18
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 110日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和6年4月16日及び令和6年4月19日、定期的な監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)、(2)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)勤務時間等基準告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(4)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(6)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(7)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 11点 当該事業者の累積点数 11点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年1月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年1月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社桐生交通（法人番号：6070002023152） 代表者 前原 隆詔
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 群馬県みどり市笠懸町阿左美2683-19 （本社営業所） 群馬県みどり市笠懸町阿左美2683-19
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 70日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年6月24日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)、(3)点呼状況の録音及び録画記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第6項)、(4)アルコール検査状況の写真記録義務違反(運輸規則第24条第7項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 7点 当該事業者の累積点数 7点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年1月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年1月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社 神奈川企画 (法人番号: 8020002049613) 代表者 伊藤 美津男
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市神奈川区羽沢町704 (本社営業所) 神奈川県横浜市神奈川区羽沢町703
(4) 行政処分等の内容	輸送の安全確保命令
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	法令違反の疑いのある当該事業者に対し、令和6年11月25日、同年12月19日に監査を実施した結果、法令違反を確認し、早急に是正するよう指導した。 是正を確認するため、令和7年1月20日、指摘事項確認監査を実施。10件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)点呼状況の録音及び録画記録義務違反(運輸規則第24条第6項)、(4)アルコール検査状況の写真記録義務違反(運輸規則第24条第7項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(8)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(9)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(10)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

※「輸送の安全確保命令」とは、道路運送法第27条第4項に規定する「旅客自動車運送事業者に対する輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令」で、必要な措置が講じられない場合、事業の許可が取り消されることがあります。

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年12月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20241202	安立運輸 株式会社(法人番号9011501005395)代表者:出島 康佑	東京都荒川区東日暮里2-20-4	埼玉	埼玉県狭山市新狭山1-16-2	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年9月11日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20241202	有限会社 田胡運送(法人番号2070002010807)代表者:田胡 秀之	群馬県高崎市上佐野町212-1	本社	群馬県高崎市上佐野町212-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年10月10日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)事故惹起運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	0	0
20241203	有限会社 山城陸運(法人番号4020002099604)代表者:山城 敏子	神奈川県川崎市川崎区水江町4-2	本社	神奈川県川崎市川崎区水江町4-2	輸送施設の使用停止(170日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年12月8日、同年12月21日及び令和6年2月21日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)点呼記録の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)点検整備記録簿の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第49条)、(9)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(11)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(12)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	17	17
20241203	本木運送 株式会社(法人番号8011801012571)代表者:湯本 幸司	東京都足立区保木間1-13-20	本社	東京都足立区保木間1-13-20	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年2月7日及び同年3月11日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	6	6
20241210	グリーン輸送サービス 株式会社(法人番号7060001021017)代表者:小俣 庄市	栃木県佐野市黒袴町1307-2	新佐野	栃木県佐野市黒袴町1307-2	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年7月26日及び同年10月11日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(6)事故の未報告(貨物自動車運送事業法第24条)	4	4

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年12月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20241210	西脇輸送産業 有限会社 (法人番号 4021002023108)代表者: 西脇 大志	神奈川県相模原市中央 区清新6-11-2	本社	神奈川県相模原市中央 区清新6-11-2	輸送施設の使用停止 (35日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年1月12日、 監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自 動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第9条)、(4)運行指示書の記載事項違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第9条の3)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車 運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)	4	4
20241210	株式会社 ヒロタエクスプレ ス(法人番号 4060001019096)代表者: 廣田 章	栃木県足利市県町14 51-1	本社	栃木県足利市県町145 1	輸送施設の使用停止 (40日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	労働局からの通報を端緒として、令和5年6月29日、同年8月3日及び同年9月22 日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督違 反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)整備管理者の研修受 講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(5)運行管理者の講 習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	4	4
20241210	佐々木興業 株式会社(法 人番号1050001023176)代 表者:佐々木 幸一	茨城県日立市相賀町1 8-1	本社	茨城県日立市相賀町18 -1	輸送施設の使用停止 (20日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	重傷事故を引き起こした旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年2月 16日及び同年3月14日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告 示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施 義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)高齢運転者に対す る指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)高齢運 転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10 条第2項)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第23条第1項)	2	2
20241210	共進運輸 株式会社(法 人番号2030001065070)代 表者:高橋 幸司	埼玉県越谷市野島32 8-4	横浜	神奈川県横浜市金沢区 鳥浜町1-1	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条の 4	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和6年6月14日、監査を実施。2件の 違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第3条第4項)、(2)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)	1	1
20241217	野村総合商事 株式会社 (法人番号 1030001064602)代表者: 野村 栄司	埼玉県越谷市大字船 渡168-1	本社	埼玉県越谷市大字船渡 168-1	輸送施設の使用停止 (120日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年 12月21日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業 務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運転者に対する指導監督違 反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)高齢運転者に対す る指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)高齢運 転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10 条第2項)、(7)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則 第18条第3項)、(8)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第 1項)、(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	12	12

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年12月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20241217	優彩運輸 株式会社 (法人番号6070001029935) 代表者:木村 裕志	群馬県伊勢崎市境伊与久3129-2	本社	群馬県伊勢崎市境伊与久3129-2	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年5月24日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(2)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第58条第1項)	6	6
20241217	有限会社 松島重機(法人番号4060002037378)代表者:松島 浩	栃木県足利市上洪垂町1205	本社	栃木県足利市堀込町1002-34	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年11月17日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1
20241217	有限会社 清司産業商会(法人番号3021002011294)代表者:水澤 英幸	神奈川県茅ヶ崎市萩園1170	本社	神奈川県茅ヶ崎市萩園1170	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年9月11日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	0	0
20241223	有限会社 ワイエス流通(法人番号5021002035944)代表者:吉本 五十雄	神奈川県伊勢原市歌川2-3-25	本社	神奈川県伊勢原市歌川2-3-25	事業停止3日間、輸送施設の使用停止(198日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年10月5日及び令和6年1月22日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)業務記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録の不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(8)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(10)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第58条第1項)、(11)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	30	30

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)